

令和 6 年 9 月 3 日
京 都 市

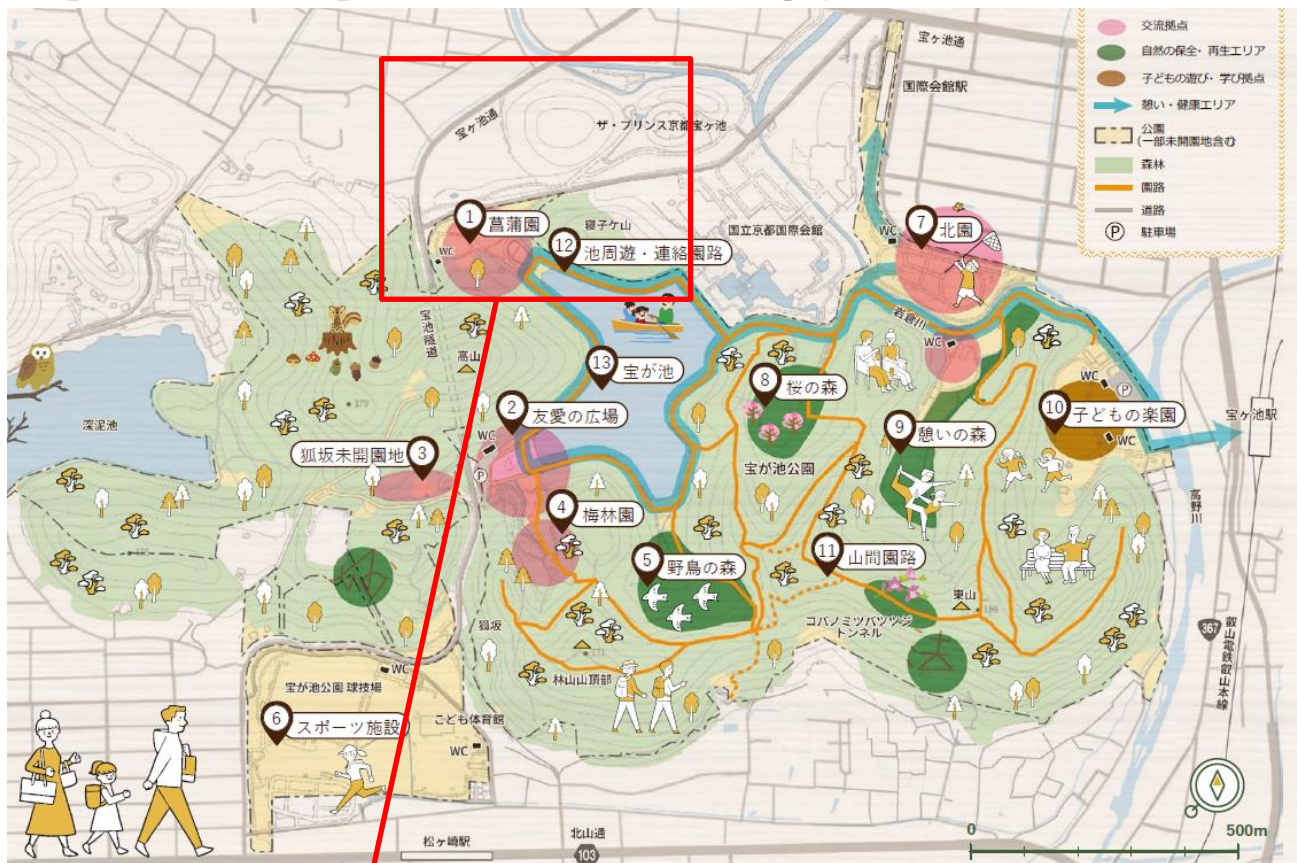
宝が池公園の魅力向上に資する公園施設の整備について

- 宝が池公園は、農業用のため池として作られた宝が池を中心に、山林や川など昔からの地形と自然を利用して整備された、京都市内唯一の広域公園です。
- 広大な園内には複数の広場や周遊路があり、憩いや散策、子どもの遊び、スポーツ、地域の催しといった多様な用途で利用されていますが、その一方で、自然環境の保全再生や、公園利用者の交流・活動の拠点となる施設の不足といった課題も顕在化しています。
- こうした特性と課題を踏まえ、本市では、令和 3 年度から、多様な主体との連携により宝が池公園の利活用の取組を推進しています。令和 6 年 3 月には、地域の自治組織や公園で活動する市民団体、周辺企業、本市など、約 30 の団体・有識者が参画する対話と連携の場「宝が池みらい共創会議」において、今後の活動方針となる「宝が池みらい共創指針」が取りまとめられました。
- 「宝が池みらい共創指針」に基づく具体の取組の一つとして、本市では、宝が池公園の更なる魅力向上に資する公園施設を、民間事業者の活力とノウハウをいかして整備したいと考えており、公募型プロポーザル方式により広く提案を募り事業者選定を行うことを検討しています。
- なお、公募に際しては、「宝が池みらい共創指針」の理念と整合していること、また、若者・子育て世代を中心に多様な世代の人が集い、交流できる場を創出することに重点を置きながら、公募条件の検討や事業者の選定を行う予定です。

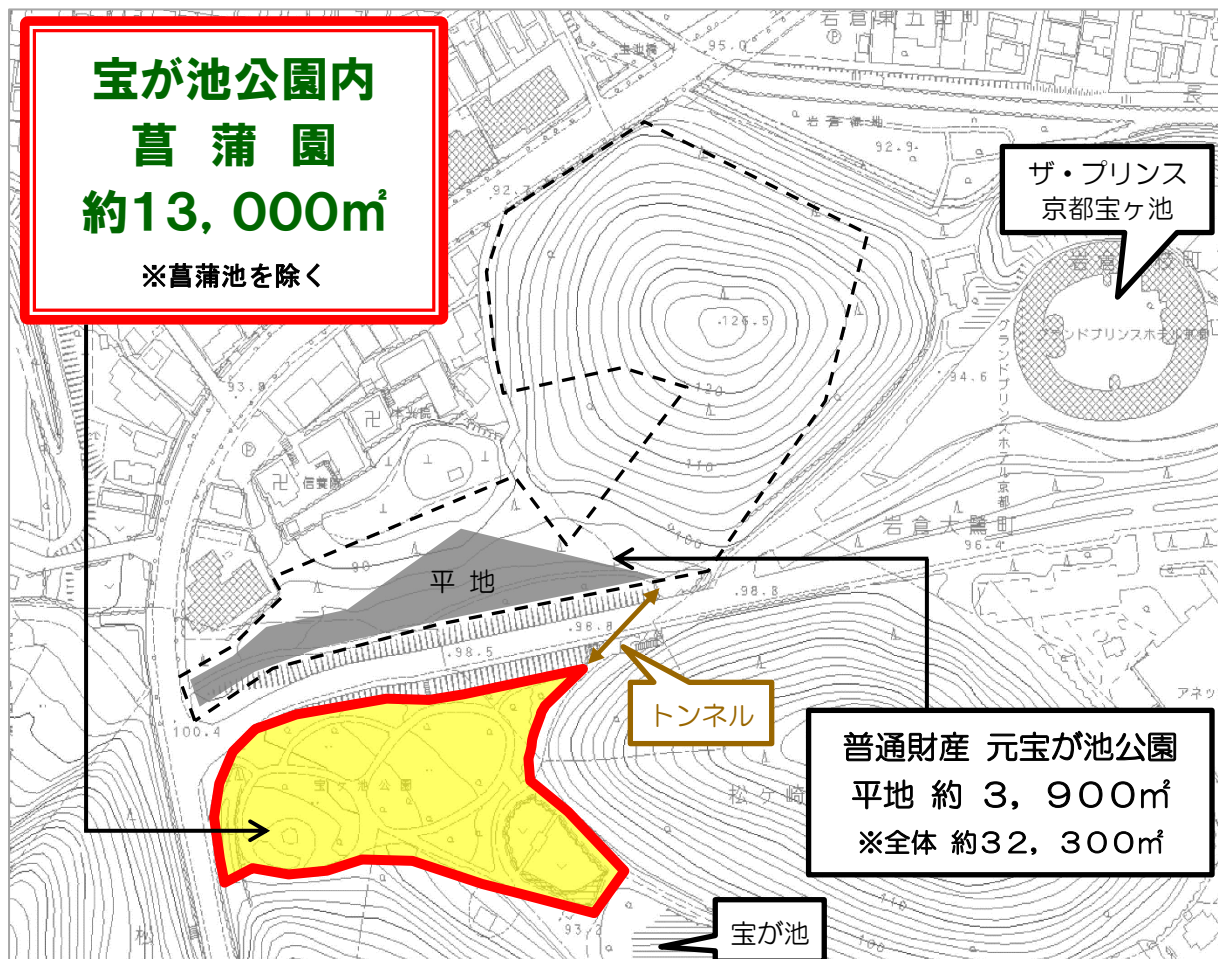
1 公園施設の整備検討箇所

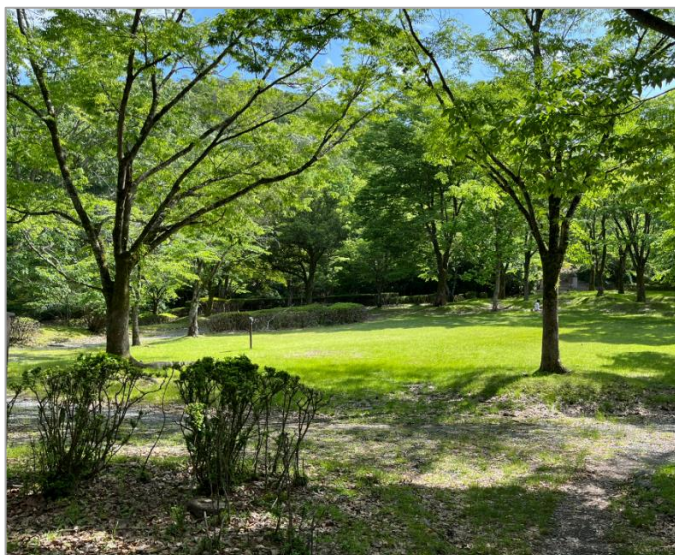
- 宝が池公園内の菖蒲園（2 ページの上段マップ①）を対象とします。
 - ・ 「宝が池みらい共創指針」において、今後利活用が期待される“交流拠点”に位置付けられていること
 - ・ 本市が行った民間事業者との対話（サウンディング型市場調査など）の結果、民間活力による整備の可能性が一定見込めるエリアであること
 - ・ 現状で特に利用が少ないエリアであることを考慮
- また、本市資産の有効活用の観点から、菖蒲園北側に隣接する未利用の市有地「普通財産 元宝が池公園」を含めて一体的に提案を行うことも可能とします。

【宝が池公園全体像】 ※「宝が池みらい共創指針」抜粋



【菖蒲園周辺 拡大図】





(写真左) 菖蒲園

(写真下) 普通財産 元宝が池公園



2 今後の進め方

(1) 「宝が池公園施設整備事業者選定部会」の設置

- 宝が池公園の魅力向上に資する公園施設の整備を担う事業者を公募するに当たっては、専門的な見地から公募条件や事業者提案等について審議する必要があります。
- そこで、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき、「宝が池公園施設整備事業者選定部会」を、京都市都市緑化審議会に設置します。

＜参考＞ 京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）
（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(2) スケジュール（予定）

令和6年	9月	3日	第18回 京都市都市緑化審議会
			〔「宝が池公園の魅力向上に資する公園施設の整備」について審議、部会設置〕
	10～11月		第1回 宝が池公園施設設置事業者選定部会 （募集要項（案）の審議）
	12月頃		公募開始
令和7年	4～5月頃		第2回 宝が池公園施設設置事業者選定部会
			〔事業者提案の審議 ※ 必要に応じて第3回の部会を開催〕
	5～6月頃		京都市都市緑化審議会
			（事業者選定結果の報告）